右申立人から当裁判所が昭和二五年九月五日にした当裁判所昭和二五年(ク)第 六三号借地権の設定を求むる申立の抗告事件の決定に対し異議の申立があつたが理 由がないからこれを却下し異議申立費用は申立人の負担とする。

以上は当裁判所裁判官全員一致の意見である。

昭和二五年一二月一六日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 長名 | 计川 | 太一 | - 郎 |
|--------|----|----|----|-----|
| 裁判官 | 井 | 上 | | 登 |
| 裁判官 | 島 | | | 保 |
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 |
| 裁判官 | 穂 | 積 | 重 | 遠 |